

令和 8 年 3 月 30 日

「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様  
(D P C 用)」の更新について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」(令和 8 年厚生労働省告示第 92 号) が令和 8 年 3 月 17 日に告示され、3 月 18 日付けで適用されたことに伴い、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様 (D P C 用)」(以下「記録条件仕様」という。)を、下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

記

○ 更新内容

記録条件仕様の「別表 27 診療区分コード」に次の項目を追加した。

【追加項目】

- 「0376 セベトラルスタット」
- 「0377 レチファンリマブ」
- 「0378 ベランタマブ マホドチン」
- 「0379 タファシタマブ」
- 「0380 アミバンタマブ／ボルヒアルロニダーゼ アルファ」